

## ススムが進めるまちづくり

市民の皆さんにとって、ハード面におけるインフラ整備も重要であると思いますが、市民参画のまちづくりや野洲市への愛着形成の観点から心のインフラ整備として、市民憲章や市の花・鳥・木の制定も重要であると感じております。現在、野洲市まちづくり基本条例前文が、市民憲章に代わるものとされていますが、公務でいろいろなところに行きますと、しばしば「野洲市だけ市の花・鳥・木がないのは寂しい。」「まちづくり条例の前文では、もうひとつなじみがない。」とのご意見も聞きます。



もちろん、単に市民憲章や市の花・鳥・木を新たに制定することのみが目的ではなく、これらを手段として、まちづくりの基本理念を共有し、進展する少子高齢化社会における市民協働や環境課題解決等による「笑顔あふれるまち」の実現、また野洲市民としての地域への愛着を深めることなど、それぞれの一助になると考えております。

野洲市に住まう人が野洲市を誇りに思い、また他市町の人々からも「野洲市に住みたい」と思っただけのように、まちづくりの基本理念として市民憲章や市の花・鳥・木を制定すると共に、今回の制定をきっかけに野洲市の未来について積極的に市民の皆さんと意見交換できればと考えています。

野洲市長 栢木 進



## 市の花・鳥・木を募集します

令和6年10月に野洲市市制施行20周年を迎えることを機に、市のシンボルとなる花・鳥・木を制定します。

### 市のシンボルとなる「市の花・鳥・木」

野洲市のイメージにふさわしいと思う花・鳥・木をご応募ください。

#### 【花・鳥・木を考える際の基準】

- 野洲市のシンボルとして発信していけるもの。
- 風土や自然など関わりの深いもの。
- 親しみが持てて、その名前を聞けばすぐにわかるもの。

合併する前は…

		
野洲町 つつじ	松	うぐいす
中主町 あやめ	松	ひばり

応募資格…市内在住・在勤・在学者（小学生以上）

応募・問い合わせ…9月29日(金)（必着）までに応募フォームまたは任意様式に住所、氏名、電話番号、職業（学校名）を記入の上、「市の花・鳥・木」の案とその理由を添えて、郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで協働推進課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6043、FAX587-4033、Eメールkyodosuishin@city.yasu.lg.jp

※応募は一人何点でも可

※市の花・鳥・木のうち、いずれか一つの応募でも可



応募フォーム

※野洲市まちづくり基本条例推進委員会で選定し、「広報やす」や市ホームページで結果を公表します。

※応募用紙は返却しません。

10月診療分から

## 子どもの医療費助成制度(通院医療)

### の対象範囲を拡大します!

市では、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減を図るため10月診療分から助成の対象範囲を中学3年生まで拡大します。

なお、中学1年生～3年生の対象者には8月中旬に受給券交付にかかる申請書を送付します。申請書の提出を確認した後、10月1日より使用できる受給券を送付します。小学生の対象者には9月中旬に有効期間を延長した新しい受給券を送付します。



対象…小学1年生～中学3年生

(平成20年4月2日～平成29年4月1日生まれの人)

助成内容…保険診療内の一部負担金(3割)の全部または一部を助成します。

自己負担金…▽外来/1診療報酬明細書当たり500円

※院外調剤分は除く

▽入院/なし

※他の事由により福祉医療費助成制度の受給者(ひとり親家庭、重度心身障害者等)となる人や生活保護を受けている人は、その制度が優先されるため当該制度の対象ではありません。

※学校の管理下によって生じた怪我や疾病により治療が必要となった場合は、災害共済給付制度を優先して利用してください。



市ホームページ

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

## 発掘!びわこ国体アーカイブ野洲

### 「びわこ国体」の思い出の品を募集します

昭和56年に開催された「びわこ国体(第36回国民体育大会)」の思い出がよみがえる品々を紹介する「発掘!びわこ国体アーカイブ野洲」を開催します。

42年前に本市で開催されたびわこ国体の記念品や選手ゆかりの品、トロフィー、応援グッズなどがご家庭に眠っていたり、大切に保管していませんか。

「思い出の品」の写真とその品にまつわる「思い出のエピソード」を添えて奮ってご応募ください。応募いただいた品の中から選考の上、後日開催する「発掘!びわこ国体アーカイブ野洲」(時期・場所未定)にて展示させていただきます。また、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会」の公式SNSでもご紹介いたします。

対象…昭和56年びわこ国体に関わる「思い出の品」

(例)賞状、メダル、トロフィー、ユニフォーム、選手サイン、参加記念品、寄せ書き、選手との思い出の品 など

※「思い出の品」に関わる写真がある場合は、併せてお送りください。

募集期間…11月30日(木)まで

※応募方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…国スポ・障スポ大会推進室 ☎587-8813、FAX587-3835



市ホームページ



◀当時の冊子



▲役員用ワッペン



▲当時配布された大会記念マッチ

# 事前告知！ 令和6年度入所（園）一斉申し込み

## ～ 保育所（園）・認定こども園・小規模保育園・幼稚園 ～

令和6年度から入所（園）を希望される場合は、9月1日に申込書類（入所・入園のしおり）を各所（園）、こども課に設置しますので、ご確認ください。

募集児童数や申し込み要件などの詳細は、「広報やす」9月号および「入所・入園のしおり」に掲載します。また、市ホームページにも掲載します。

### 保育所（園）・認定こども園（保育園部）・小規模保育園

受付期間…9月27日(水)～30日(土)、10月2日(月)・3日(火) 午前9時～午後5時  
※9月30日(土)は午後4時まで

受付場所…市役所本館1階会議室

### 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

受付期間…9月27日(水)～29日(金)、10月2日(月)・3日(火) 午後2時30分～5時  
※中主幼稚園のみ10月2日(月)を除き、10月4日(水)まで

受付場所…入園を希望する各幼稚園・認定こども園

問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176



## 『市民活動団体登録申請書』 の手続きはお済みですか？

令和6年4月から適用が始まる公共施設の使用料の減免見直しについて、従来の「市民活動団体」と「コミュニティセンター協力団体」を統合し、新たに「市民活動団体」として一本化するため、全ての団体に登録申請をしていただくことになります。

市民活動団体に登録していただくことにより、公共施設の使用料の減免が適用されます。

既に「市民活動団体」と「コミュニティセンター協力団体」には、個別に案内を送付していますが、案内が届いていない団体は市民協働室までご連絡ください。

また、団体登録には公益的活動実施等の要件があります。詳細は、市民協働室までお問い合わせください。

なお、令和6年度以降は「コミュニティセンター協力団体」の取り扱いはありませんので、ご注意ください。

問い合わせ…

▽「市民活動登録団体」の手続きに関すること

市民協働室 ☎518-0556、FAX587-5976

▽「コミュニティセンター協力団体」に関すること

協働推進課 ☎587-6043、FAX587-4033

## 野洲市上下水道事業における インボイス制度への対応

10月1日より消費税適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されます。

野洲市上下水道事業の適格請求書発行事業者登録番号は次のとおりです。

### ★適格請求書発行事業者登録番号

●野洲市水道事業会計

T5800020001157

●野洲市下水道事業会計

T4800020001158

インボイス制度の実施に伴い、水道料金等の請求について、8月より「上下水道ご使用量のお知らせ」を適格請求書とし、様式を変更します。

問い合わせ…上下水道課 ☎589-6433、FAX589-5041

上下水道ご使用量のお知らせ	
お名前	様
取付指示数	取外指示数
請求予定額のお知らせ	
上水道	下水道
ご使用水量	m <sup>3</sup>
基本料金	円
ご使用料金	円
小計(税込)	円
内消費税	円
合計(税込)	円
口座振替予定日	
請求予定月	
野洲市水道事業会計 (登録番号 T5800020001157)	
野洲市長	

# 台風等による大雨災害に備えて

台風、夕立、長雨による浸水や、土砂災害から身を守るために、次のことに注意しましょう。

## ■災害が発生する（発生する恐れがある）前の対応

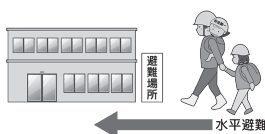
- 天気予報や気象情報をこまめに確認する。
- 市からの情報（防災アプリ、メール（LINE）配信サービス、無線放送等）に注意する。
- 河川や水路や道路を掘り下げて潜り抜ける区間（アンダーパス）等、危険な場所には近づかない。
- 防災マップで周辺の危険を再確認する。  
（例：土砂災害警戒区域、お住まいの地域の浸水深等）
- いざという時にすぐに避難できるように荷物をまとめておく。

## ■早めの避難判断を行う

避難とは、「危険な場所から移動すること」です。主な避難の方法は2通りありますので、状況に応じて最も適切な行動を取りましょう。

### 水平避難

自宅外の避難所や知人宅など、危険からより離れた場所に移動することです。早めの水平避難が大切ですので、災害発生前に行いましょう。



### 垂直避難

自宅の2階や近隣の高い建物など、より高い場所へ移動することです。急な風雨で野外に出ることが危険な場合には垂直避難が有効です。



**野洲市 防災** **野洲市防災アプリ**

App store・Google playからダウンロード!

iPhoneはこちら▶ Androidはこちら▶

App Store からダウンロード Google Play で手に入れよう



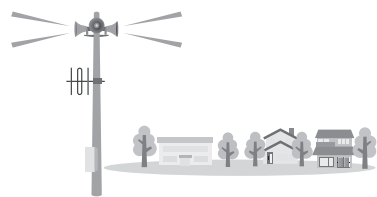
防災メール

問い合わせ…危機管理課 ☎587-6089、FAX587-4033

## 防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験

**8月23日(水) 午前11時ごろ**

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた試験で、野洲市以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。



情報伝達手段	内容
防災行政無線	<p>市内73カ所に設置してある防災行政無線から、毎週金曜日に実施している定時試験放送と同程度の音量で次の放送内容が一斉に放送されます。</p> <p><b>【放送内容】</b></p> <p>①上りチャイム音</p> <p>②「これは、Jアラートのテストです。」×3回</p> <p>③「こちらは、ぼうさい野洲市役所です。」</p> <p>④下りチャイム音</p>

- 注) ● 野洲市メール配信サービス、防災アプリ、LINEでもテスト配信を行います。（データ放送、緊急速報メール等の配信は行いません。）
- 災害の発生状況、気象状況などによっては、試験を中止する場合があります。
- （※） Jアラートとは、地震・津波・気象や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

上記日時のほか、今年度は次の日程で同様の試験を実施します。

▽11月15日(水) ▽令和6年2月9日(金)

問い合わせ…危機管理課  
☎587-6089、FAX587-4033

## 新型コロナウイルスワクチン接種情報

このお知らせは7月13日現在のものです。今後、国からの通知により変更する場合があります。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

### ★令和5年秋開始接種（9月以降）

**接種対象**…初回接種（1・2回目）を終えている5歳以上のすべての人

**使用ワクチン**…オミクロンXBB.1系統の株に対応したワクチン

**接種券**…接種券がない人に対し順次接種券を送付する予定です。

接種券がある人は、お持ちの接種券をご使用いただけます。

**接種場所**…①集団接種、②個別接種実施医療機関にて接種を行う予定です。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



### ご注意ください！

令和5年春開始接種は8月末までの予定です。対象者のうち接種をご希望の人は、直接個別接種実施医療機関へご予約ください。

※①令和5年4月1日現在で60歳未満の人のうち、基礎疾患等重症化リスクのある人、  
②医療従事者等の人は接種券発行には申請が必要です。

問い合わせ…ワクチン接種推進室 ☎588-5007、FAX586-3668、Eメールwakuchin@city.yasu.lg.jp

## 就学援助制度のお知らせ

市内小・中学校に在籍する児童・生徒のいる世帯または市内に在住し、県内国公立小・中学校に在籍する児童・生徒のいる世帯において、経済的な理由から就学が困難と認められる場合、学用品費や給食費などの一部が援助される制度があります。この制度の申請は、いつでも受け付けています。

**申請手続き**…申請書に必要事項を記入の上、各学校または学校教育課に提出してください。

（認定要件を把握するため、添付書類が必要な場合があります。）

※申請書は、各学校、学校教育課に設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

※申請には、振込口座のわかるものが必要です。

※認定された場合は、申請月の翌月からの援助となります。

問い合わせ…学校教育課

☎587-6017、FAX587-3835

## 保育士等の保育料補助制度のご案内

市内の保育所や幼稚園などで保育士等の資格を活かして働こうとされる人が、お子さんを保育所や幼稚園、学童保育所（市内外を問いません）にあずけられる場合、保育料の一部を市が補助します。

詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

### 【制度の概要】

必要な資格	保育士資格、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教諭免許 ※就労施設により異なります
就労要件	新たに保育所などで就労する人や、就労から一定期間以上離れて（育休等も含む）復帰する人が、市内の保育所、幼稚園、こどもの家（学童保育所）で週30時間以上かつ3カ月以上勤務される人等
補助内容	養育されている児童にかかる保育料の1/4を補助（月額上限13,500円で2年間で限度）

**申請手続き**…令和6年1月10日(水)までに申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

※先着順、予算の範囲内

**申請・問い合わせ**…こども課（野洲市三方よし人材バンク）

☎587-6052、FAX586-2176、

Eメールkodomu@city.yasu.lg.jp

# 児童手当のお知らせ

児童手当受給者等の所得等の審査を行っています。

審査の結果、手当月額や受給者が変更となる場合、もしくは手当の支給を受けられなくなる人については、その対象者にのみ通知書を送付します。変更のない人へは送付しませんので、10月の定期支払い前に送付する支払通知書で振込金額を確認してください。

※「現況届」の提出が必要であるにも関わらず未提出の場合は、提出があるまで手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 手当月額が変更となる人

受給者の前年中の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として、中学校修了前の児童1人につき月額5,000円が給付されます。

### 【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

※扶養親族が4人を超える場合は1人につき38万円を所得制限限度額に加算します。

※令和4年中の所得を審査します。所得には一定の控除があります。

## 受給者が変更となる人

現在の受給者よりも配偶者の所得が多い場合で、生計を維持する程度の高い人が配偶者であると判断できる場合などは受給者の変更をお願いすることがあります。

## 手当の支給を受けられなくなる人

受給者の前年中の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当の支給を受けることができません。

### 【所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得上限限度額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円

※扶養親族が4人を超える場合は1人につき38万円を所得制限限度額に加算します。

※令和4年中の所得を審査します。所得には一定の控除があります。

問い合わせ…子育て家庭支援課

☎587-6884、FAX586-2176

# ひとり親家庭の皆さんへ

## 児童扶養手当現況届の手続き

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の人は、手当の支給・停止を問わず、毎年8月中に「児童扶養手当現況届」の手続きが必要です。この届は、毎年8月1日における受給者の状況を調査し、児童扶養手当を引き続き受ける要件にあるかどうかを確認するためのものです。

対象者には通知しますので、8月中に必要な書類等を持参の上、必ず本人がご来庁ください。

提出期間…8月1日(火)～31日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日は除く)

※以下の期間は、休日・夜間受付を行います。

▽休日受付／8月20日(日) 午前9時～午後1時

▽夜間受付／8月14日(月)～18日(金) 午後7時まで

### 重要

この届の提出がないと11月分以降の手当が受けられません。また2年間提出がないと手当を受ける資格がなくなります。

### ご注意ください!

児童扶養手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する人は、一部支給停止適用除外の届け出が必要です。届出書(緑色の用紙)を同封しますので、現況届の手続きとともに8月中に提出してください。原則8月中に提出がないと、手当額が1/2になります。提出期限までに必要書類が提出されず、手当額が1/2となった場合は、提出期限後に提出されても、提出された月からの適用となり、それ以前の手当額は元の手当額には戻りませんので、ご注意ください。

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176